

【副業・兼業者の補償について】

フリーランスやパート労働者等で複数就業される方が増える中、副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、**複数事業労働者の方が安心して働くことができるよう「労働者災害補償保険法」が改正されました(令和2年9月1日施行)。**

そしてこの特別加入をしている方は**複数事業労働者**となります。

(チラシ内の図 **会社 B** 勤務者と同様の扱いとなる)

■ 1つの会社と労働契約関係にあり、他の就業について特別加入している方

例：会社 A に勤務しながら、副業(コンサルタント：特定受託事業者)を行う際に特別加入している方

■ 複数の就業について特別加入をしている方

例：ネットワークシステムの開発作業で IT フリーランスとして特別加入しながら、兼業として IT 講師も行っている為、特定受託事業者としての特別加入もしている方

複数の会社等に雇用されている労働者の方々への 労災保険給付が変わります

「労働者災害補償保険法」が改正されました

改正法の施行日（令和2年9月1日）以降に、けがをした労働者の方や病気になった労働者の方、お亡くなりになった労働者のご遺族の方が以下の改正事項の対象となります。

※ 原則けがなどをされた時点で、複数の会社で働かれている方が対象です。

賃金額を合算して保険給付額等を決定

現行制度

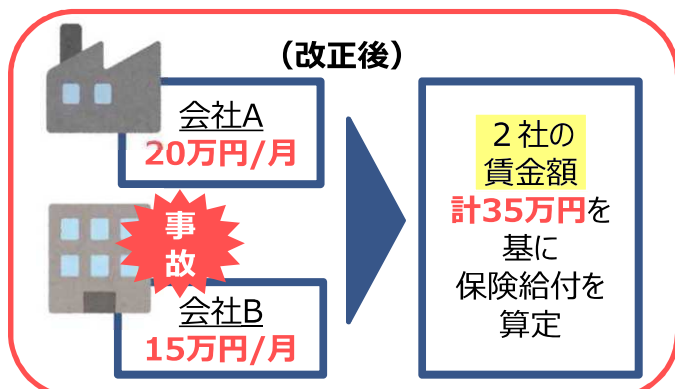
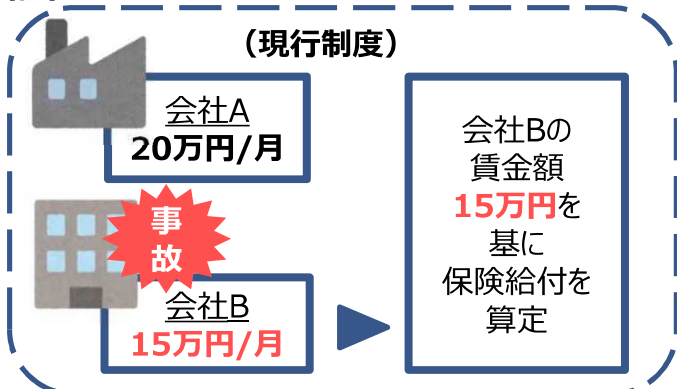
災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定

改正後

すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定

※ 対象となる給付は、休業（補償）給付、遺族（補償）給付や障害（補償）給付などです。

(例)



※ この他に、すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）も総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断するようになります

(詳細は裏面をご覧ください)



負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価

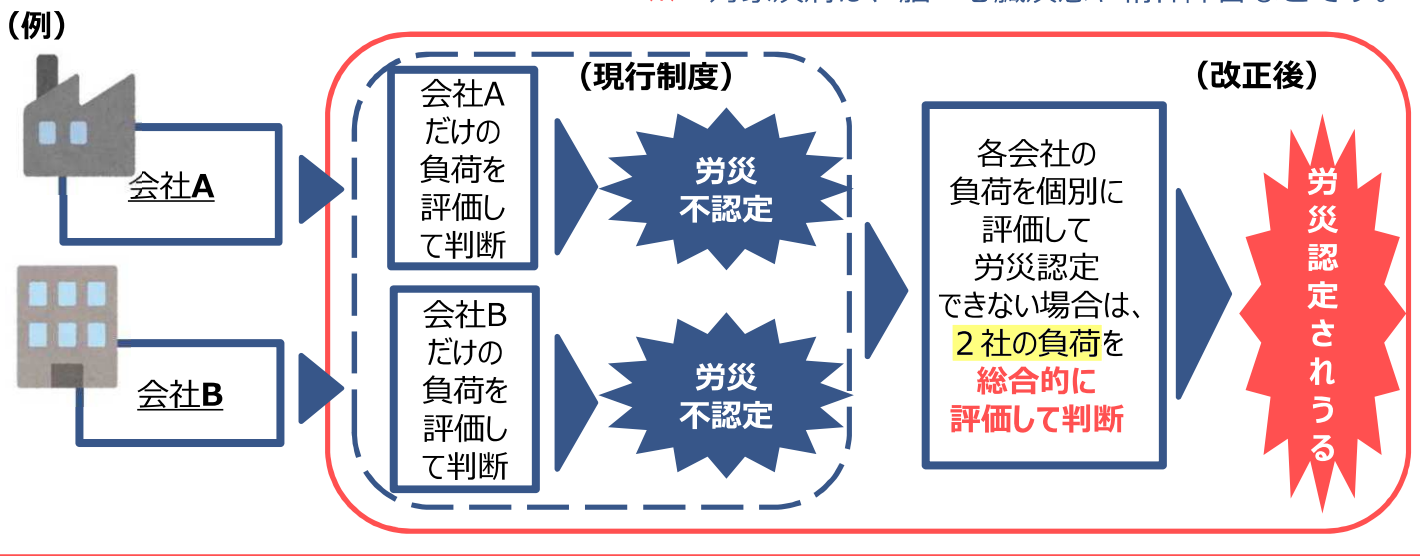
現行制度

それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できるかどうかを判断

改正後

それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できない場合は、**すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断**

※ 対象疾病は、脳・心臓疾患や精神障害などです。



※ 本制度改正については、労災保険のメリット制には影響させません。

今回の制度改正では、けがをしたときや病気になったときなどに、2つ以上の会社等に雇用されている方や、けがをしたときや病気になったときなどに1つの会社等でのみ雇用されている場合（又はすべての会社等を退職している場合）であっても、そのけがや病気などの原因・要因となるもの（例；長時間労働、強いストレスなど）が、2つ以上の会社等で雇用されている際に存在していたならば、制度改正の対象となります。

※ 労働者の方だけでなく、**特別加入者の方についても今回の制度改正の対象となります。**

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihukugyou.html

